

香川県立図書館児童資料団体貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立図書館規則（以下「規則」という。）第18条に規定する団体貸出のうち、児童資料の団体貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象資料)

第2条 団体貸出しを受けることができる資料は、児童資料のうち、規則第11条に規定する資料とする。

(貸出対象団体)

第3条 団体貸出しを受けることができる団体（以下「貸出団体」という。）は、次に掲げる団体のうち、香川県立図書館長（以下「館長」という。）の承認を受けたものとする。

- (1) 県内の保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校
- (2) 県内の文庫、学童保育等で、5名以上の子どもに読書の場を提供している団体
- (3) 子どもの読書活動推進を目的とする県内のボランティア団体等で、5名以上で構成されている団体
- (4) その他館長が適当と認めた団体

2 団体貸出しを受けようとする団体は、児童資料団体貸出申込書（以下「貸出申込書」という。第1号様式）を館長に提出しなければならない。この場合において、前項第1号に定める団体を除き、団体規約及び活動状況がわかる書類をあわせて提出しなければならない。

3 館長は、承認しようとするときは、児童資料団体貸出承認書（以下「貸出承認書」という。第2号様式）及び規則第13条に定める香川県立図書館資料貸出カード（以下「貸出カード」という。）を団体の代表者に交付するものとし、その有効期間は、1年を超えない範囲で館長が定める。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、貸出しを受けた日から1箇月以内の期間（貸出期間の最後の日が休館日のときは、当該休館日後の最初の開館日までの期間）とする。

2 貸出期間の延長は行わない。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出冊数)

第5条 貸出冊数は、1貸出団体につき100冊以内とする。ただし、第3条第1項第3号に掲げる団体への貸出冊数は、1貸出団体につき30冊以内とする。

(団体の用務)

第6条 貸出し及び返却に伴う資料の運搬は、貸出団体が行うものとする。

2 貸出団体は、館長の求めに応じ、活動報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

(記載事項の変更)

第7条 貸出団体は、貸出申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに児童資料団体貸出変更届（第4号様式）を館長に届出なければならない。

(更新)

第8条 第3条第3項による承認を受けた団体が、承認の有効期間経過後引き続いて承認を受けようとするときは、活動報告書の提出をもって更新の申し込みがあったものとみなす。

2 館長は、更新の承認をしようとするときは、第3条第3項に規定する貸出承認書及び貸出カードを交付する。

3 前項に規定する新たな貸出カードの交付については、従前の貸出カードをもって新たな貸出カードの交付を受けたものとみなす。

(準用規定)

第9条 貸出カードの返納等については、規則第15条第1項、同条第3項、第16条の規定を準用する。この場合において、第15条中「第10条の規定」とあるのは、「香川県立図書館児童資料団体貸出規程第3条第1項の規定」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 香川県立図書館団体貸出規程（昭和58年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、現に香川県立図書館団体貸出規程により承認を受けている貸出団体は、香川県立図書館児童資料団体貸出規程第3条第3項の規定により承認を受けたものとみなす。この場合において、その有効期間は平成24年3月31日までとし、貸出冊数については、第5条の規定によるものとする。